

お知らせ

◆忘れずに納付しましょう!

固定資産税・都市計画税(第3期)と国民健康保険税(第6期)の納期限は12月25日(土)です。最寄りの金融機関もしくはコンビニエンスストアで納付してください。

納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。

また、納税には便利な口座振替をご利用ください。口座振替の結果は、預貯金通帳への記帳でご確認ください。

お問い合わせは、

収税課(2階)

☎(20)1578、FAX(20)1609へ。

◆国民健康保険の加入者で、

高額療養費の支給が見込まれる方へ「確定申告で「医療費控除」を申告する前に」

国民健康保険に加入している方は、高額療養費の支給を申請する際、医療機関等で発行された領収書の原本が必要となります。

高額療養費の申請時期が確定申告と重なり、高額療養費を申請する前に領収書の原本

を確定申告書に添付しますと、高額療養費を申請する際には領収書の替わりとして支払証明書(有料)を医療機関等から取り寄せる必要がある上に、提出した確定申告も訂正しなくてはなりません。

高額療養費の支給が見込まれる場合は、確定申告を行う前に、あらかじめ領収書の原本を国保年金課までお持ちください。高額療養費支給予定額を領収書に記載します。また、自己負担限度額等についてはお問い合わせください。

お問い合わせは、

国保年金課(2階)

☎(20)1503、FAX(20)1600へ。

◆冬の交通安全運動実施中

12月10日(土)～31日(水)

年末は、なにかとせわしい時期です。ふとした不注意が思わぬ交通事故につながりかねません。このようなときこそ交通ルールを守り正しい交通マナーを実践して、交通事故防止に努めましょう。

飲酒運転をく

忘年会などで飲酒の機会も多くなる時期ですが、飲酒運

転は重大事故を引き起こす要因で、絶対にしてはならないことです。家庭、職場等で飲酒運転は「絶対しない・させない・許さない」を徹底しましょう!

また、夕暮れ時や夜間の交通事故を防止するため、自転車や車は早めのライト点灯に、歩行者は反射材の活用にご協力をよろしく願います。

お問い合わせは、

生活課(2階)

☎(20)1505、FAX(20)1600へ。

◆茂原市自転車駐車場の使用

時間を変更します

平成27年1月より左記のとおり茂原市自転車駐車場の使用時間を延長します。

旧 午前6時～午後12時

新 午前4時45分～

翌日の午前0時45分

お問い合わせは、

生活課(2階)

☎(20)1505、FAX(20)1600へ。

◆お出かけ・お買い物に便利

な茂原駅南口公共駐車場をご利用ください

屋根付の駐車場になりますので、雨の日でも濡れずに荷

物を出し入れできます。

収容台数 250台 / 入出庫時間 24時間可能 / 基本料金 30分100円(3時間30分を超える割引あり) / 月極定期駐車 1台・1ヶ月1万3500円

※定期駐車券のお申込、お得な回数券・プリペイドカードの販売は都市計画課(8階)にて取り扱っています。

お問い合わせは、

都市計画課(8階)

☎(20)1546、FAX(20)1606へ。

◆家庭菜園の利用者を募集

場所(募集区画数) 早野 2535番地9(1区画) ※面積約20㎡ / 利用料 無料 / 申込方法 電話申込 / 申込締切 1月5日(日) ※お申込み多数の場合は抽選

お申込み・お問い合わせは、

環境保全課(6階)

☎(20)1504、FAX(20)1604へ。

◆国民年金保険料の追納をお勧めします

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた

期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納めること(追納)ができます。ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

なお、一部免除を受けた期間

間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。追納するにはお申し込みが必要です。

お申し込み・お問い合わせは、

千葉年金事務所

茂原分室(市役所1階)

☎(23)2530へ。

◆事件や事故に遭われた方は、

相談窓口へ

千葉県警察では、犯罪や交通事故の被害に遭った被害者やご遺族・ご家族に対し、次の相談窓口を設け、被害の相談や精神的な悩みなどの相談

を

提供

する

こと

です。

お問い合わせは、

相談窓口